



目 次

規 則	ペー ジ
◎高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○公共測量の実施の通知（8件）（用地対策課）	1
○道路の区域変更（道路課）	2
◎高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務の委託（港湾・海岸課）	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（2件）（農業基盤課）	2
○土地改良区の定款変更の認可（2件）（ 〃 ）	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（4・18揭示）	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数（〃）	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（〃）	3

規 則

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年5月2日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第30号

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
高知県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年高知県規則第6号）の一部を次のように改正する。
附則第3項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第491号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年4月4日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和4年5月2日
高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和4年1月29日から令和4年10月31日まで
- 作業地域
安芸郡東洋町生見地内

高知県告示第492号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年4月4日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和4年5月2日
高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和4年2月8日から令和4年9月30日まで
- 作業地域
安芸郡東洋町生見地内

高知県告示第493号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年4月4日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和4年5月2日
高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和4年2月25日から令和4年10月31日まで
- 作業地域
安芸郡東洋町生見地内

高知県告示第494号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとお

り公共測量を実施する旨の通知を令和4年4月4日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和4年5月2日
高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和4年4月1日から令和4年7月29日まで
- 作業地域
長岡郡大豊町怒田

高知県告示第495号

高知県土木部中央東土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年4月6日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和4年5月2日
高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（路線測量）
- 作業期間
令和4年4月4日から令和5年1月25日まで
- 作業地域
香美市香北町

高知県告示第496号

高知県土木部中央西土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年4月6日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和4年5月2日
高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（路線測量）
- 作業期間
令和4年4月11日から令和4年12月28日まで
- 作業地域
吾川郡いの町

高知県告示第497号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年4月8日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和4年5月2日
高知県知事 濱田 省司

- 作業種類

- 公共測量（航空レーザ測深）
- 2 作業期間
令和4年3月18日から令和4年9月30日まで
- 3 作業地域
南国市久枝から香美市土佐山田町まで

高知県告示第498号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年4月8日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年5月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和4年4月11日から令和4年10月31日まで
- 3 作業地域
幡多郡黒潮町上川口地内

高知県告示第499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年5月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川船戸
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町桑ケ市 字宮野々1972番1から 高岡郡津野町桑ケ市 字下モ窪336番1まで	前	4.4	440
		40.5	
高岡郡津野町桑ケ市 字宮野々1975番1から 高岡郡津野町桑ケ市 字下モ窪327番7まで	A	4.4	211
		15.0	

高岡郡津野町桑ケ市 字宮野々1972番1から 高岡郡津野町桑ケ市 字下モ窪336番1まで	後		
		B	305
		12.6	
		88.9	

高知県告示第500号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月2日

高知県知事 濱田 省司

港湾名	港湾施設名	委託した者		委託期間
		事務所の所在地	名称	
高知港	港町地区、潮江地区、若松町地区、弘化台地区、北タナスカ地区、仁井田地区及び三里地区の港湾施設	高知市仁井田字新港4700番地	高知ファズ株式会社	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
須崎港	係留施設、野積場、荷さばき地並びに荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地	須崎市港町81番3	一般社団法人須崎埠頭協会	〃
下田港	係留施設、野積場並びに荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地	四万十市下田1910番地15	下田海運協同組合	〃

宿毛湾港	宿毛湾港片島地区の係留施設、野積場及び港湾環境整備施設	宿毛市片島1番77号	片島地区長 橋本 壮一	〃
	宿毛湾港大島地区の係留施設、野積場及び港湾環境整備施設	宿毛市大島6番24号	大島地区自治会地区長 堀江 紀夫	〃
	宿毛湾港小筑紫地区の係留施設、野積場及び港湾環境整備施設	宿毛市小筑紫町小筑紫128番2号	小筑紫地区長 西郷 典生	〃

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、中村市後川左岸土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和4年5月2日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	森 和久	四万十市秋田3番地2
〃	山本 敬三	〃 安並2591番地
〃	小島 芳雄	〃 〃 2483番地
〃	岡本 則雄	〃 佐岡1034番地
〃	東 志行	〃 古津賀399番地3
〃	野並 勇人	〃 〃 3122番地16
〃	西内 幸好	〃 竹島3673番地13
〃	鍋島 信久	〃 双海747番地
〃	浜村 祥郎	幡多郡黒潮町出口738番地1
〃	小松 一幸	〃 四万十市鍋島3815番地
〃	江口 茂和	〃 〃 1101番地
監事	森 潤吉	〃 安並915番地
〃	東 照幸	〃 古津賀881番地1
〃	沖 修一	〃 双海511番地
(就任)		
理事	森 和久	四万十市秋田3番地2
〃	山本 敬三	〃 安並2591番地
〃	小島 芳雄	〃 〃 2483番地

〃 岡本 一 〃 佐岡1071番地1
 〃 東 志行 〃 古津賀399番地3
 〃 野並 勇人 〃 〃 3122番地16
 〃 西内 幸好 〃 竹島3673番地13
 〃 鍋島 信久 〃 双海747番地
 〃 浜村 祥郎 幡多郡黒潮町出口738番地1
 〃 山本 牧夫 四万十市鍋島1398番地
 〃 江口 茂和 〃 〃 1101番地
 監事 安田 啓 〃 竹島233番地2
 〃 森 清隆 〃 麻生96番地
 〃 沖 修一 〃 双海511番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、須崎市上分土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和4年5月2日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	廣見 茂	須崎市上分甲460番地の1
	〃 市川 正明	〃 〃 乙376番地
(就任)		
理事	上田 正浩	須崎市上分甲445番地
	〃 大崎 正久	〃 〃 乙676番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安芸市川北土地改良区の定款の変更を令和4年4月7日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年5月2日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、四万十市利岡土地改良区の定款の変更を令和4年4月7日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年5月2日

高知県知事 濱田 省司

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,932人である。

令和4年4月18日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、166,096人である。

令和4年4月18日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年4月18日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	91,447人
室戸市・東洋町選挙区	4,431人
安芸市・芸西村選挙区	5,911人
南国市選挙区	13,096人
土佐市選挙区	7,549人
須崎市選挙区	5,902人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,541人
土佐清水市選挙区	3,813人
四万十市選挙区	9,436人
香南市選挙区	9,309人
香美市選挙区	7,387人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,016人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,194人
吾川郡選挙区	7,918人

中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区	9,199人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,590人
黒潮町選挙区	3,123人